

# 淡路広域水道企業団職員の任用に関する規則

平成 22 年 4 月 1 日

規則 第 13 号

改正 令和 2 年 3 月 24 日 規則第 2 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）に基づき、職員の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(この規則の適用除外)

**第 2 条** この規則は、法第 22 条の 3 第 4 項に規定する臨時的任用の職員については適用しない。

2 前項の職員の任用については、別に定める。

(職の級)

**第 3 条** 職員（法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。以下同じ。）の職の級は、淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 57 年淡路広域水道企業団条例第 9 号）第 3 条第 3 項により分類された職務の級による。

(採用及び昇任の方法)

**第 4 条** 職員の採用及び昇任は、競争試験（以下「試験」という。）又は選考によるものとする。

2 試験により採用し、又は昇任させる職への採用又は昇任は、試験の結果に基づいて作成された任用候補者名簿（以下「名簿」という。）により行う。

(試験及び選考の機関)

**第 5 条** 試験及び選考は、企業長が行う。

(試験の方法)

**第 6 条** 試験は、次の各号のいずれかにより行う。

(1) 筆記試験

(2) 口頭問題及び身体検査並びに人物性行、教育程度、経歴、適性知能、一般的知識、専門的知識及び適応性の判定の方法

(3) 前 2 号の方法を併せ用いる方法

(試験実施の公告)

**第7条** 試験の実施は、適当な報道手段により公告する。

(選考に合格したものとみなすことができる者)

**第8条** 企業長は、人事の運営上必要であると認める場合においては、次に該当する者を選考に合格したものとみなすことができる。

(1) 他の地方公共団体又は国の試験若しくは選考に合格した者

(2) その他企業長が特に必要と認めた者

(選考の方法)

**第9条** 選考は、選考される者の職務能力の有無を選考の基準に適合しているかどうかに基づいて判定するものとし、必要に応じ経歴評定、実地試験、筆記試験その他の方法を用いる。

(名簿の失効)

**第10条** 企業長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、名簿を失効させる。

(1) 試験の行われた職の区分に応じて、企業長が定めた名簿の有効期間を経過した場合

(2) 名簿を新たに作成された名簿と統合することができない場合

(名簿の統合)

**第11条** 前条の規定による名簿の失効前に新たに名簿が作成された場合においては、新旧両名簿を統合して名簿を作成することができる。

(名簿からの削除)

**第12条** 企業長は、任用候補者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを名簿から削除する。

(1) 職員に任用された場合

(2) 任用に関する照会に応答しない場合

(3) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合

(4) その他企業長が適格性を欠くと認めた場合

(条件付採用の期間の延長)

**第13条** 職員が、条件付採用の期間の開始後6か月間において、実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件付

採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後1年を超えることとなる場合においては、この限りでない。

(会計年度任用職員への準用)

**第14条** 第3条、第4条第1項、第5条、第9条及び前条の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、第3条中「淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和57年淡路広域水道企業団条例第9号）第3条第3項」とあるのは「淡路広域水道企業団会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和2年淡路広域水道企業団条例第2号）第3条」と、第4条第1項中「採用及び昇任は、競争試験（以下「試験」という。）又は選考」とあるのは「採用は、選考」と、前条中「6か月間」とあるのは「1か月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該会計年度任用職員の任期」と読み替えるものとする。

(補則)

**第15条** この規則の実施に関し必要な事項は、企業長が定める。

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年3月24日規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。